

山形県飼養衛生管理指導等計画

はじめに

- 1 山形県飼養衛生管理指導等計画（以下「本計画」という。）は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものであり、計画期間は令和3年度から令和5年度までとする。
- 2 本計画は、家畜の所有者、飼養衛生管理者、市町村、関係団体及び関係機関等が連携して畜産農家の飼養衛生管理技術の水準を向上することにより、家畜伝染病等の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を図ることを目的として、取組む事項を定める。
指導計画の見直しについては、原則、国が定める飼養衛生管理指導等指針に即して3年毎に行うこととする。なお、指導計画の見直しに当たっては、地域の協議会等を活用して大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるよう努める。

第1章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 山形県の畜産業及び家畜衛生の現状

本県の畜産は、畜産農家の高齢化等に伴い、各畜種で飼養戸数は減少傾向にあるものの、飼養頭数では、畜産クラスター事業（国庫）や県単独事業を活用した意欲ある担い手の規模拡大、やまがたの和牛増頭運動の展開等により肉用牛、乳用牛、豚で増加している。畜産産出額は、令和3年において392億円と農業全体（2,337億円）の17%を占め、米、果実、野菜に次ぐ本県農業の基幹部門の一つとなっている。本県ではグローバル化の進展による国内外の産地間競争の激化や、新型コロナウイルス感染症等の影響による消費低迷等に対応するため、「総称山形牛」、「銘柄豚」、「やまがた地鶏」などの山形生まれ・山形育ち、県産飼料にこだわった安全・安心な畜産物の生産拡大と品質向上の取組みを推進している。

1 県内の畜産関係機関及び団体

県内は村山地方、最上地方、置賜地方、庄内地方の4つの地域に区分されており、各地域に中央、最上、置賜及び庄内家畜保健衛生所が設置されている。

主な生産者団体として農業協同組合は15団体が設立されており、酪農については山形県酪農業協同組合、山形北部酪農組合、河北町酪農農業協同組合が設立されている。

主な畜産関連事業者として牛の家畜市場が3カ所（山形中央家畜市場（天童市）、山形最上家畜市場（新庄市）及び置賜家畜市場（川西町））、と畜場が3カ所（山形県総合食肉流通センター（山形市）、米沢市営と畜場（米沢市）及び庄内食肉流通センター（庄内町））が設置されている。

2 県内における家畜の飼養頭羽数及び家畜衛生の概要

(1) 牛、めん羊及び山羊

乳用牛の飼養農場数及び飼養頭数は179農場、10,315頭（平均57頭/農場）、肉用牛は

614 農場、42,931 頭（平均 69 頭/農場）である。うち置賜地域は県内の約 4 割の農場を占め酪農、繁殖及び肥育牛の農場が多くなっている。

大規模飼養農家では労働力不足を解消するため、外国人労働者を雇用している農家も散見されている状況にある。埋却地の確保については、乳用牛で 94.4%（168/178）、肉用牛で 94.5%（563/596）となっているが、市町村の公有地の確保により 100%の農場で確保している状況にある。

めん羊及び山羊は 61 農場、728 頭で小規模農場が多くなっている。

※埋却地の確保については、小規模所有者（一頭飼養）は調査対象外のため農場数は全体数と一致しない。

（2）豚及びいのしし（以下「豚等」という。）

豚等の飼養農場数及び飼養頭数は 89 農場、170,044 頭（平均 1,910 頭/農場）で、庄内地域は県内の約 6 割の農場が所在し、さらに畜産団地等で農場が密集している地域もある。

本県では、令和 2 年 9 月 11 日に農林水産省より豚熱のワクチン接種推奨地域に指定され、同月 29 日から県内全農場においてワクチンの接種を開始している。接種が進んでいる中、令和 2 年 12 月 25 日には本県の養豚場において豚熱の発生が認められたが、1 農場で終息している。しかし、令和 5 年 9 月 1 日現在、県内の野生イノシシにおいて 132 例の豚熱陽性事例が確認されている状況にある。養豚場における野生動物の侵入防止対策では、防護柵についてはすべての農場（100%）で設置しているものの、防鳥ネットについては 95.5%（84/89）となっている。

（3）家きん

採卵鶏の飼養農場数及び飼養羽数は 268 農場、約 522 千羽（平均 1.9 千羽/農場）、肉用鶏は 35 農場、約 613 千羽（平均 17 千羽/農場）で、いずれも中小規模の農場が多くなっている。令和 4 年シーズンにおいて、本県では採卵鶏飼養農場において令和 4 年 12 月 8 日に高病原性鳥インフルエンザの発生が認められたが、1 農場で終息している。また、野鳥においても陽性事例が確認された。県内の家きん飼養農場では、埋却地の確保については、肉用鶏で 100%（26/26）、採卵鶏で 97.6%（40/41）となっているが、市町村の公有地の確保により、100%の農場で確保している状況にある。

※埋却地の確保については、小規模所有者（100 羽未満飼養）は調査対象外のため、農場数は全体数と一致しない。

県内の家畜別飼養状況（農場数）

令和5年2月1日現在

地域	牛				豚	鶏			七面鳥	うずら	あひる	だちよう	ほろほろ鳥	きじ	馬	鹿	綿羊	山羊	いのしし
	乳用牛	繁殖牛	肥育牛	計		採卵鶏	肉用鶏												
							採卵鶏	肉用鶏											
村山	44	19	89	152	12	84	12	0	4	9	2	0	0	19	2	10	16	2	
最上	26	132	31	189	4	42	6	0	1	2	0	0	0	4	0	1	4	0	
置賜	96	141	96	333	19	79	6	1	0	6	0	0	1	9	0	3	9	0	
庄内	13	62	44	119	54	63	11	1	2	6	0	1	1	10	2	4	14	0	
県合計	179	354	260	793	89	268	35	2	7	23	2	1	2	42	4	18	43	2	

○県内の家畜別飼養状況（頭羽数）

令和5年2月1日現在

地域	牛				豚			鶏		七面鳥	うずら	あひる	だちよう	ほろほろ鳥	きじ	馬	鹿	綿羊	山羊	いのしし
	乳用牛	繁殖牛	肥育牛	計	繁殖	肥育	採卵鶏	肉用鶏												
									村山											
最上	878	2,895	6,191	9,964	2,267	18,778	4,490	331,430	0	1	6,500	0	0	0	20	0	4	5	0	
置賜	7,272	3,375	7,353	18,000	2,916	28,765	145,496	2,405	1	0	151	0	0	35	43	0	24	18	0	
庄内	450	1,492	2,680	4,622	7,260	81,806	314,907	236,075	7	8	1,093	0	10	10	43	7	271	36	0	
県合計	10,315	9,783	33,148	53,246	15,331	154,713	522,483	613,963	8	20	8,582	23	10	45	203	10	637	91	3	

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

(1) 牛

家畜伝染病については、継続的にヨーネ病の発生が認められているものの、発生戸数頭数とも少ない状況にある。

届出伝染病については、牛伝染性リンパ腫の発生が増加傾向にあり年平均 60 頭以上発生している。

県内では口蹄疫との類症鑑別が必要となる疾病も発生していることから、万一の家畜伝染病の発生に備えて、埋却地の確保及び埋却地が未確保または利用できない場合を想定して、県や市町村公有地の確保又は焼却施設の利用若しくは移動式レンダリング装置の利用に向けた準備が課題となっている。

(2) 豚等

令和2年12月25日、県内の養豚場において豚熱が発生したものの1農場で発生が終息している。また、野生捕獲イノシシでは同年12月27日に陽性事例が確認されている。養豚場では、豚熱ウイルスの侵入リスクが高い状況にあり、豚熱ワクチンの接種及び飼養衛生管理基準の遵守徹底により、農場へのウイルスの侵入防止を図る必要がある。具体として、野生動物の侵入防止対策は、防護柵については全農場で100%設置している状況にあるが、防鳥ネットで未だ設置していない農場が認められていることが課題となっている。

(3) 家きん

高病原性鳥インフルエンザは、本県では、令和4年シーズンにおいて家きん及び野鳥で確認されており、今後も発生に備えて、埋却地の確保及び埋却地が利用できない場合を想定して、県や市町村公有地の確保又は焼却施設の利用若しくは移動式レンダリング装置の利用に向けた準備が課題となっている。

家畜の伝染性疾病の発生状況

畜種	疾病名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
牛	ヨーネ病	2戸3頭	2戸2頭	2戸1頭	3戸3頭
	牛丘疹性口炎	—	—	—	1戸2頭
	牛伝染性リンパ腫	34戸53頭	27戸68頭	30戸67頭	38戸70頭
	牛ウイルス性下痢	—	3戸10頭	1戸1頭	1戸1頭
	サルモネラ症	—	—	1戸1頭	1戸1頭
	破傷風	—	—	1戸1頭	—
豚	豚熱	—	1戸3頭	—	—
	豚繁殖・呼吸障害症候群	—	—	—	2戸4頭
	サルモネラ症	3戸7頭	2戸3頭	6戸14頭	—
	豚丹毒	7戸50頭	10戸46頭	8戸91頭	2戸78頭

	豚赤痢	—	—	2戸2頭	1戸1頭
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	—	—	—	1戸2羽
	マレック病	2戸2羽	—	—	—
兎	兎出血病	—	—	—	1戸1頭

2 各主体における課題

飼養衛生管理については、農林水産省の定める「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」に基づき、家畜飼養者をはじめとして市町村、農業協同組合、家畜保健衛生所等は、各々の立場で農場における飼養衛生管理に関する普及・啓発を行い、地域全体として飼養衛生管理の高位平準化を図る。

具体として、市町村及び農業協同組合では、法5条に基づくヨーネ病検査等に協力する際に衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒、衛生管理区域専用の衣服及び靴、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒及び交差汚染防止措置等を実施できる体制にある。しかし法に基づく定期検査等、機を捉えた指導のみでは、飼養衛生管理の理解の浸透が得られにくい農場もある。

また、令和2年度には県内養豚場において豚熱が、令和4年度においては県内養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生があり、まん延防止対策を行うにあたり家畜飼養者をはじめ市町村、畜産関係機関・団体や畜産関係業者との連携が改めて重要であることが認識された。今後、畜産の関係者が一体となり、飼養衛生管理基準の実践・普及により理解が醸成され、県内における飼養衛生管理の意識の向上が図られることが重要となる。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 家畜伝染病発生情報の伝達

家畜飼養者をはじめ関係機関へ FAX、メーリングリスト等を活用して伝達する内容を確認してから3日以内に周知する。

2 飼養衛生管理基準の普及・啓発

家畜の所有者及び農場の飼養衛生管理者をはじめ市町村、畜産関係機関・団体、関連事業者等に対して、年1回以上、農場への立入りや研修会等、機会を捉えて飼養衛生管理基準の内容について繰り返し説明を行う。

3 飼養衛生管理マニュアル及び自己点検

農場ごとに飼養衛生管理マニュアルの内容を年1回以上確認するとともに、飼養衛生管理基準で不遵守となっている項目については、随時改善指導を行う。また、家畜の所有者等は少なくとも年1回以上自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するとともに、改善が必要な場合はマニュアルの見直し等を行う。

4 遵守状況の確認と指導

毎年2月に報告がなされている、各家畜の農場の飼養衛生管理基準の遵守状況及び法第12条の4による定期報告等として行う自己点検結果について、飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項（P6-8）に基づき、農場への立入り等の手段により確認及び指導を行う。

具体的には、牛の大規模農場並びに小規模農場を除く家きん及び豚等（豚及びいのししをいう。）の飼養農場については、原則として、法第51条に基づき毎年1回以上立入を実施する。大規模農場を除く牛の飼養農場及びその他の畜種の飼養農場については、法第5条に基づく定期検査等で立入りを行った際を活用して、計画期間内に少なくとも1回立入りを実施する。

その際は、後述する各年度の重点的に指導等を実施すべき事項を中心に指導することとし、農林水産省が作成する「飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き」を活用して実施する。

また、県は①全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対して、3か月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを、②全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を開始し、シーズン中は不遵守がなくなるまで毎月繰り返して行うことを指導する。

家畜の所有者等の不遵守を確認し、指導してもなお正当な理由なく改善しない場合は、法第12条の5の指導及び助言及び法第12条の6に基づく勧告等を実施する。

5 遵守状況等の情報共有

家畜保健衛生所が家畜の所有者等に対して、実施した飼養衛生管理基準の遵守状況については各畜産関係機関と共有を行い、家畜の所有者等の指導を一体となって行う協力体制を構築する。

第2章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 家畜を対象としたサーベイランスの実施方針

「監視伝染病のサーベイランス対策方針」に基づき本県にて行う全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）については、毎年作成しホームページ等により公表する（別紙1）。

第3章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

県は、家畜の種類ごとに地域の課題や実情に応じた事項について重点的に指導等を行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する地域・時期		実施の方法
		地域	時期	
牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理に係る情報及び対策の共有 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等に備えた措置 	県内全域	令和3～5年度	<p>家畜防疫員が各農場に立入を行い、重点指導事項を確認。</p> <p>法第21条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。確保が困難な場合には県及び市町村等の公有地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組について示し、指導を行う。</p> <p>それらの確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。</p>
豚等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理に係る情報及び対策の共有 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 食品循環資源利用農家の 	県内全域	令和3～5年度	<p>家畜防疫員が各農場に立入を行い、重点指導事項を確認。</p> <p>必要に応じて、行政指導を行う。</p> <p>飼養衛生管理マニュアルは、外国人労働者を受け入れている農場では全従業員が理解できるよう作成を指導する。また、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に</p>

	<p>処理済みの飼料の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・ 畜舎ごとの専用長靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・ 埋却等に備えた措置 ・ 畜舎外での病原体による汚染防止 			<p>沿った更衣・消毒ができていないか事後確認するため入退場及び更衣、消毒の記録の方法についても規定することを確認する。野生動物の侵入防止対策を講じている農場では、防護柵等の破損の有無を確認し、野生イノシシや野鳥等の侵入を防止するための対策について指導を行う。侵入防止対策が不十分な農場では、農場の実情を踏まえながら、最善の対策が講じられるよう対話を行い、防護柵、防鳥ネットの設置に向けた指導を行う。</p> <p>法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。確保が困難な場合には県及び市町村等の公有地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組について示し、指導を行う。</p> <p>それらの確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。</p> <p>畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う。</p>
鶏、あひ	・ 飼養衛生管理に係る情報	県内全域	令和3～5年度	家畜防疫員が各農場に立入を行

<p>る、うずら、きじ、だちょう及び七面鳥</p>	<p>及び対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域専用の手指消毒設備、衣服及び靴の設置並びに使用 ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等に備えた措置 		<p>い、重点指導事項を確認。</p> <p>特に家きん飼養者における一斉点検については毎年9～10月に実施。必要に応じて、行政指導を行う。</p> <p>飼養衛生管理マニュアルは、外国人労働者を受け入れている農場では全従業員が理解できるよう作成を指導する。また、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができているか事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても規定することを確認する。</p> <p>野生動物の侵入防止対策を講じている農場では、防鳥ネット等の破損の有無を確認し、ネズミや野鳥等の侵入を防止するための対策について指導を行う。侵入防止対策が不十分な農場では、農場の実情を踏まえながら、最善の対策が講じられるよう対話を行い、防鳥ネット等の設置に向けた指導を行う。</p> <p>法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地又は焼却施設を確保するよう指導等を行う。確保が困難な場合には県及び市町村等の公有地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組について示し、指導を行う。</p> <p>それらの確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作</p>
---------------------------	--	--	--

				業者の確保等をいう。)を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理に係る情報及び対策の共有 ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 衛生管理区域の適切な設定 ・ 記録の作成及び保管 ・ 器具の定期的な清掃又は消毒 	県内全域	令和3～5年度	<p>家畜防疫員が各農場に立入を行い、重点指導事項を確認。</p> <p>必要に応じて、行政指導を行う。</p> <p>飼養衛生管理マニュアルは、外国人労働者を受け入れている農場では全従業員が理解できるよう作成を指導する。また、従業員に対する講習会の開催頻度や、手順に沿った更衣・消毒ができていないか事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても規定することを確認する。</p>

2 各年度の優先事項等

令和3～5年度における飼養衛生管理の優先指導事項

年度	優先事項
令和3年度	国内で豚熱及び高病原性鳥インフルエンザが発生していることから、豚等及び家きんの畜産農家を重点的に指導する。
令和4年度	飼養衛生管理マニュアルの再確認を行い、伝染性疾病の発生予防・侵入防止に関する取り組みについて、すべての家畜を対象として重点的に指導する。
令和5年度	令和3～4年の取組みにおいて不十分とされた項目についてすべての家畜を対象として指導する。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1 埋却が可能な公有地の確保

家畜伝染病が発生した際には、殺処分畜及び汚染物品等の処理方法については埋却を基本方針とし、畜主が所有する埋却地を利用することとする。また埋却地が未確保の農場については、確保のための指導を継続していく。

原則、畜主の義務として埋却地を確保するが、埋却地が河川の近くにある場合や山林により整備するまで時間がかかる場合等を想定して、県、市町村及び国の保有する公有地について関係機関と事前打ち合わせを行い、各地域における利用可能な公有地を確認するように努める。また、埋却地等の確保に当たっては、周辺住民に対して予め説明を行い、理解を醸成

する必要がある。

2 焼却施設との協議・移動式レンダリング装置の設置場所の確保

埋却地が家畜の所有者自らが確保できない場合には、家畜伝染病の発生に備えて、県内の焼却施設及び移動式レンダリング装置の利用が円滑に行われる必要がある。

具体的には、焼却施設を所有する市町村及び団体等との事前協議や、移動式レンダリング装置の設置場所の確保を家畜の所有者を始め市町村等と共同して進める。

3 農場の分割管理への取り組み

家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県及び関係機関と相談の上、農場の分割管理に取り組む。県は、家畜の所有者から相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針及び農場の分割管理に当たっての対応マニュアルに鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

第4章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

1 地域における家畜の所有者又はその組織する団体の取組み

県では飼養衛生管理基準に関する情報共有、家畜の所有者の飼養衛生管理に係るマニュアルの策定とその検証、飼養衛生管理に関する研修会等、地域における家畜の所有者又は家畜防疫を推進する団体等について協力体制を構築する。

2 自主的措置の活性化及び支援策について

県では、家畜防疫を推進する団体等に対して、家畜伝染病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準に関する情報提供を行う。また、研修会、講習会を開催する場合には、要請に応じて専門家の派遣を行う。

3 大規模飼養農家での防疫対応計画の策定

県は、家畜の飼養農家の戸数及び飼養頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画（焼却又は埋却の実施等を含む。）及び周辺住民に対する説明並びに消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、以下の対象者について基本計画を策定して、家畜の所有者と共有する。なお、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化すること。

- (1) 採卵鶏及び肉用鶏 20 万羽以上飼養する農家
- (2) 豚 1 万頭以上飼養する農家

第5章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

修学資金の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、公衆衛生分野の公務員獣医師の家畜防疫員任命、退職獣医師等の潜在的人材の活用等を通じ、家畜防疫員を計画的に確保するよう努める。

2 講習会の開催

関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、これらの情報を利用した、研修会等を積極的に開催するよう努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 県は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であるかを担保する観点から、(2)から(4)までにより選任指導を行う。

(2) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごと（大規模所有者は畜舎ごと）に、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う（※）。

※ なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能。また、同一の衛生管理区域において、複数の飼養衛生管理者を置くことも可能である。

(3) 県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。なお、大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

(4) 県は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。

この際、

① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないよう、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。

② また、定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任して

いる場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年1回以上、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- (1) 海外及び国内（特に県内）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- (2) 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- (3) 県の指導計画の内容
- (4) その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 県は、必要に応じて飼養衛生管理者に対し、都度以下の情報を電子メール、FAX 等により情報提供を行う。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) また、国及び県は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

県は、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を四半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、速やかに国へ報告する。

第6章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

県は、協議会等の開催を通じて、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、病

性鑑定、と畜検査等で地域において課題となっている疾病について生産者等と情報共有するものとする。また、ブロック協議会同士でも情報共有等を図り、相互に連携することとする。具体的には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見、優良事例（市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及び飼養衛生管理者に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供、防疫演習、家畜の伝染性疾病の発生状況調査等の共同実施、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、県境域の消毒ポイントの設置及びその運営、家畜集合施設の開催及び運用に関する方針等について共有を図る。

家畜衛生分野の連携を図るための協議会等

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
東北家畜衛生協議会	・青森県 ・秋田県 ・岩手県 ・宮城県 ・福島県 ・山形県	既存	各県持ち回りで実施	毎年、家畜衛生の推進に関するテーマを設定して、農研機構動物衛生研究部門等の講師の先生から講演いただくとともに、各県における事例紹介を行い、テーマに関する情報交換を行う。
岩手、宮城、秋田、山形県境家畜防疫会議	・岩手県畜産課、県南家畜保健衛生所 ・宮城県畜産課、北部家畜保健衛生所、東部家畜保健衛生所 ・秋田県畜産振興課、南部家畜保健衛生所 ・山形県畜産振興課、最上家畜保健衛生所	既存	各県開催家保が持ち回りで実施	隣接県において県境を越えて活動する農場の情報や疾病発生状況について共有し、防疫活動をする際に必要な情報交換を行う。
秋田・山形県境家畜防疫会議	・秋田県畜産振興課、南部家畜保健衛生所、中央家畜保健衛生所 ・山形県畜産振興課、最上家畜保健衛生所、庄内家畜保健衛生所	既存	各県開催家保が持ち回りで実施	隣接県において県境を越えて活動する農場の情報や疾病発生状況について共有し、防疫活動をする際に必要な情報交換を行う。

宮城・福島・山形県境家畜防疫会議	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県畜産課、仙台家畜保健衛生所、大河原家畜保健衛生所 ・福島県畜産課、県北家畜保健衛生所、相双家畜保健衛生所 ・山形県畜産振興課、中央家畜保健衛生所、置賜家畜保健衛生所 	既存	各県開催家保が持ち回りで実施	隣接県において県境を越えて活動する農場の情報や疾病発生状況について共有し、防疫活動をする際に必要な情報交換を行う。
新潟・福島・山形県境家畜防疫会議	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県下越家畜保健衛生所 ・福島県会津家畜保健衛生所 ・山形県置賜家畜保健衛生所、庄内家畜保健衛生所 	既存	各県開催家保が持ち回りで実施	隣接県において県境を越えて活動する農場の情報や疾病発生状況について共有し、防疫活動をする際に必要な情報交換を行う。
庄内地域オースキー病防疫対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県 ・市町村 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・獣医師会、家畜診療所 ・養豚関係団体 ・畜産公社 ・医薬品販売業者 ・飼料販売業者 ・家畜商 ・化製場 ・養豚生産者 	平成3年	庄内家畜保健衛生所	庄内地域の養豚に関する自衛防疫組織。豚の飼養管理や疾病に関する情報提供を行うとともに、生産者との意見交換を行う。
置賜地域養豚連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県 ・市町村 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・養豚関係団体 ・医薬品販売業者 ・飼料販売業者 ・養豚生産者 	平成3年	置賜家畜保健衛生所	置賜地域の養豚に関する自衛防疫組織。豚飼養管理や疾病に関する情報提供を行うとともに、生産者との意見交換を行う。

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- 1 県は、口蹄疫、アフリカ豚熱等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、アフリカ豚熱及び豚熱に加え、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザについて適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- 2 県は、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- 3 県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 学校、動物園及び愛玩動物については、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について指導等を行う。
また、動物園等では、家畜伝染病等が発生した時に備えてマニュアル等を整備するよう指導を行う。
- 2 県において家畜伝染病の発生リスクが高まった際には、家畜飼養農場において緊急消毒を実施するとともに、地域での拡散を防止する観点から、畜産関係車両が通行する主要道路の消毒も検討する。

別紙 1

サーベイランス実施計画（令和5年度）

実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

家畜 区分	対象疾病名	目的	実施方法		
			地域	検査対象家畜	検査方法
豚等	豚熱及びアフリカ豚熱	発生 予察	県内全域	実施する地域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するために必要と認める豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・抗体検査 ・遺伝子検査 ・血液生化学検査 ・臨床検査
豚	オーエスキー病	発生 予防	県内全域	実施する地域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予防するために必要と認める豚	<ul style="list-style-type: none"> ・抗体検査 ・臨床検査
鶏	家きんサルモネラ感染症	発生 予防	県内全域	種卵を採取することを目的として飼養している鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・抗体検査
家きん	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	発生 予察	県内全域	実施する地域を所轄する家畜保健衛生所長が発生を予察するために必要と認める家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・抗体検査 ・ウイルス検査 ・臨床検査
牛	結核及びブルセラ症	発生 予防	県内全域	<p>1 種付けの用又は搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している輸入牛（2に該当するものを除く。）で別に定める基準日において輸入から1年以上を経過しているもの（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたものを除く。）であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）</p> <p>3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する地域を所轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ツベルクリン検査（結核） ・抗体検査（ブルセラ症） ・臨床検査

牛	ヨ一ネ病	発生 予防	検査対象1、2 の対象地域 鶴岡市、 新庄市、 上山市、 尾花沢市、 山辺町、 中山町、 西川町、 朝日町、 大江町、 金山町、 舟形町、 川西町、 白鷹町及び 三川町 検査対象3～8 の対象地域 県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供 する目的で飼養している肉 用雌牛（4から6までに該 当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼 養している牛（3から7ま でに該当するものを除 く。） 3 種付けの用に供し、又は 供する目的で飼養している 雄牛（5に該当するもの 及び自家用牛に種付けす るものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼 養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供 する目的で飼養している肉 用雌牛で県外から移入した もの 7 搾乳の用に供し、又は供 する目的で飼養している雌 牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に 出品しようとする牛であっ て、実施する区域を管轄する 家畜保健衛生所長が必要と認 めるもの	・抗体検査 ・遺伝子検査 ・臨床検査
牛	伝達性海綿状脳 症	発生 予防	県内全域	実施する地域で死亡した牛で、 生後96カ月齢以上、生前に歩行困 難、起立不能等であった48カ月齢 以上及び月齢に関わらず特定症状 を示した牛	・プリオン検査
牛	アカバネ病	発生 予察	県内全域	実施する地域を所轄する家畜保 健衛生所が発生を予察するため必 要と認めた牛（原則としてワクチ ン未接種牛）	・ウイルス検査 ・臨床検査